【件名】

インドにおける新型コロナウイルスに関する注意喚起(その46:外国人のイン ド入国制限の緩和):在インド日本国大使館

【ポイント】

●インド政府によると、6月9日現在のインド国内感染者の合計は、266、5 98例(死亡7,471例)となっています。

●6月1日,インド内務省は,外国人の入国制限の緩和に関するガイドラインを 発表しました。同ガイドラインによれば,非定期商用便またはチャーター便によ ってインドへ渡航する商用及び就労目的の外国人は入国が可能とされています。 なお,上記目的で入国を希望する外国人は,新たな査証を取得の上,インド保健・ 家庭福祉省のガイドラインに基づき,原則,入国後最初の7日間は政府指定施設 での隔離措置となり,その後,更に7日間の自主停留措置が義務付けられるとの ことです。

●インドでは引き続き新型コロナウイルスの感染者が増加しており、日本外務 省が発出している感染症危険情報については、インドは「レベル3:渡航は止め てください(渡航中止勧告)」となっています。インド内務省の通達で認められ ることとなった非定期便での外国人の入国については現時点では十分な運用実 績がありません。運用や手続きについては、随時領事メールにてお知らせします。

【本文】

1 インド政府によると、6月9日現在のインド国内感染者の合計は、266、
598例(死亡7,471例)となっています。州ごとの内訳等は以下をご覧ください。

https://www.mohfw.gov.in/

2 6月1日,インド内務省は,外国人の入国制限の緩和に関するガイドライン を発表しました。同ガイドラインによれば,非定期商用便またはチャーター便に よってインドへ渡航する商用査証(B-Sports 査証を除く)所持者など,商用及 び就労目的の外国人は入国が可能とされています。

同ガイドラインで入国可能とされている外国人は、必要に応じて新しい商用 査証または就労査証を在外インド公館において取得する必要があります。また、 在外インド公館によって発行された数次有効の長期商用査証(B-Sports 査証を 除く)の所持者は、最寄りの在外インド公館において再有効化手続きを行う必要 があります。なお、以前取得した e ビザによるインドへの渡航はできません。

また、インド国外にいる外国人の所持するすべての査証(外交,公用,国際連

合及び国際機関, 就労, プロジェクト査証を除く) は引き続き効力が停止されて います。

インド保健・家庭福祉省のガイドラインに基づき、インドに入国した後、原則、 最初の7日間は政府指定施設での隔離措置が取られ、その後、更に7日間の自宅 等での自主停留措置が義務付けられるとのことです。なお、この14日間に症状 を発症した場合には、指定医療施設に移送され必要な治療を受けることになり ます。

(インド内務省入国管理局ホームページ該当部分) <u>https://boi.gov.in/content/advisory-travel-and-visa-restrictions-</u> <u>related-covid-19-1</u>

本件に関しては、今後、取扱いが変更される可能性がありますので、引き続き 最新情報に御注意ください。また、新たな情報が判明した場合は、改めて領事メ ールでお知らせします。

3 上記2のとおり、商用目的で必要な査証を所持した方は、インドへの入国が可能となりましたが、インドでは引き続き新型コロナウイルスの感染者が増加しており、日本外務省が発出している感染症危険情報において、インドは「レベル3:渡航は止めてください(渡航中止勧告)」となっています。

また、今回のインド内務省の通達で認められることとなった非定期便での外 国人の入国については、現時点では十分な運用実績がありません。運用や手続き については、随時領事メールにてお知らせします。

これらを踏まえ,緊急にインドへの渡航を検討されている邦人の皆様におかれましては,その必要性や時期について慎重にご検討いただきたく,要すれば, 当館(inquiry@nd.mofa.go.jp)までEメールにて御相談ください。

4 インドのロックダウン措置は緩和の方向に向かっておりますが、インドに おける新型コロナウイルス感染の感染状況は収束の兆しを見せていないことか ら、引き続き、在インド日本国大使館は大使館員が原則テレワークで勤務いたし ます。在留邦人の皆様を含む外部からの電話でのお問い合わせについては転送 システムにより大使館員が対応いたします。なお、領事窓口業務については予約 制を導入しています(詳しくは当館ホームページをご覧ください。)。 https://www.in.emb-japan.go.jp/files/100044247.pdf

5 在留邦人,インドご滞在中の皆様におかれては,以下の点にご注意の上,最 新情報の入手に努めてください。今般の新型コロナウイルス拡大に伴うインド 政府のロックダウン措置により邦人の皆様の中で困っていることや悩んでいる ことがあれば、本メール末尾の大使館問い合わせ先にご連絡ください。

(1)中央政府及び地方政府が感染予防のための措置を継続しており、制度が突 然変更される可能性もありますので、十分注意して行動してください。

(2) 在インド日本国大使館では在留邦人の皆様からの保健相談を受け付ける ための窓口を設置しています。

jpemb-hokensoudan@nd.mofa.go.jp

(3)ご自身や周囲の人の感染予防のため以下の点にご注意下さい。

・密閉空間,密集場所,密接場面を避け、ソーシャル・ディスタンスを確保する。
・アルコール系手指消毒薬または石鹸と流水による手洗いを頻繁に行う。目,鼻、
ロなどに触れる前に手洗いをする。

・咳やくしゃみがあるときはマスクを着用して鼻と口を覆う。マスクがない場合は、咳やくしゃみのときに口と鼻をティッシュなどで覆い、手洗いを行う。

(各種情報が入手できるサイト)

インド政府広報局ホームページ

https://pib.gov.in/indexd.aspx

インド保健・家庭福祉省公式ツイッター

https://twitter.com/MoHFW_INDIA

インド入国管理局ホームページ

https://boi.gov.in/

在日インド大使館ホームページ

https://www.indembassy-tokyo.gov.in/jp/index_jp.html

外務省海外安全ホームページ

https://www.anzen.mofa.go.jp/

厚生労働省ホームページ:新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

首相官邸ホームページ:新型コロナウイルス感染症に備えて

http://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html

(お問い合わせ先) 在インド日本国大使館 電話:011-4610-4610(代表) email:jpemb-cons@nd.mofa.go.jp